抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

概要(案)

- 1 早期封じ込めのための抗インフルエンザウイルス薬の予防投与
 - 早期封じ込めのための抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の有効性、及び 実施の是非
- 2 抗インフルエンザウイルス薬の確保、使用
 - (1) 国内非発生時における備蓄及びその量の把握
 - 都道府県における薬剤の備蓄場所の確保状況の確認
 - (2) 国内発生時(フェーズ4B、5B) における投与、適正使用
 - 各都道府県内に第1号が発生した段階での投与方法
 - (3) パンデミック時(フェーズ6B) における投与の中止、適正使用
 - 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量が不十分な場合、都道府県は医療機関 に対し、予防投与を中止する旨を指導
- 3 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整
 - (1) 製造者の役割

卸や医療機関から情報を得て薬剤の製造、配布

(2) 卸の役割

医療機関から情報を得て薬剤の配布

(3) 都道府県の役割

卸や医療機関、製造者から情報を得て都道府県内の薬剤の調整

(4) 医療機関の役割

卸や製造者、都道府県に対し、必要な情報提供

(5) 国の役割

製造者や都道府県から情報を得て、薬剤の全国的な配布調整